

浜松市教育委員会事業共催及び後援名義に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業を実施するにあたり、浜松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が共催又は後援をする場合の基準及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 教育委員会が企画運営に参加する事業又は人的若しくは経費的な負担を通じて参加する事業に対し、共同開催者として名義の使用を承諾することをいう。
- (2) 後援 教育委員会が主催者の行う事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承諾することをいう。

(名義の名称)

第3条 教育委員会が承諾する共催及び後援の名義は、「浜松市教育委員会」とする。

(承諾基準)

第4条 共催又は後援する事業は、その目的及び内容が次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 事業の実施によってその効果が特定の政党、政治的団体、政治家その他これらに類する者に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
- (2) 事業の実施によってその効果が特定の宗教に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
- (3) 営利を主目的とするものや、団体への加入勧奨、募金や署名等の強要が行われるもの
- (4) 広く市民に参加の機会が与えられていないもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの
- (7) 特定の思想、史観又は主義主張に与するものと教育委員会が認めるもの
(例：日本の近現代史に関わる内容で多くの議論があり評価が定まっていないものなど)
- (8) 教育委員会の施策に係る方針に反するもの
- (9) その他教育委員会が必要とする要件を満たさないもの

2 前項に定めるもののほか、共催又は後援する事業は、次の各号の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること
- (2) 事業の目的及び内容が市民生活の向上に寄与するもので公益性のあるもの
- (3) 事業の開催地及び主催者の所在地が浜松市内であること。ただし、浜松市民の多数の参加が見込まれる場合は、この限りでない。

(申込)

第 5 条 共催又は後援を受けようとする主催者は、事業開催日の 30 日前までに事業共催・後援承諾申込書(第 1 号様式)を、第 10 条に定める事務取扱担当課(以下「担当課」という。)に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

2 前項に定める書類には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- (1) 主催者の定款、寄附行為、規約又は活動目的及び活動内容を示す書類
- (2) 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(承諾等の通知)

第 6 条 教育委員会は、共催又は後援を承諾する場合には、事業共催・後援承諾通知書(第 2 号様式)を、承諾しない場合には、事業共催・後援不承諾通知書(第 3 号様式)を、主催者に交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第 7 条 主催者は、共催又は後援の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等の変更があった場合には、速やかに担当課にその旨を届け出なければならない。

(報告)

第 8 条 主催者は、共催又は後援を受けた事業の終了日から 30 日以内に共催・後援事業報告書(第 4 号様式)を担当課に提出しなければならない。

(承諾の取消)

第 9 条 教育委員会は、共催又は後援を承諾した後、当該事業が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、事業共催・後援承諾取消通知書(第 5 号様式)を主催者に交付し、承諾を取消すものとする。

- (1) 第 4 条に定める要件を具備しなくなったと認められるとき
- (2) 第 5 条に定める申込書等の内容に虚偽の事項があったとき
- (3) その他不適当な行為があると認められるとき

(事務取扱担当課)

第 10 条 共催の申込受付、承諾等に係る事務は、当該事業の共同開催者となる課において行うものとする。

2 後援の申込受付、承諾等に係る事務は、当該事業の趣旨に関連する事務を所管する課において行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 浜松市教育委員会事業後援に関する取扱要綱（平成17年7月1日制定）及び浜松市教育委員会事業共催に関する取扱要綱（平成17年7月1日制定）は、廃止する。
- 2 この要綱の施行時において、既に行われた申込等の取扱いは、従前の例による。

(第1号様式)

年 月 日

事業共催・後援承諾申込書

(あて先) 浜松市教育長

(申込者) 所在地
団体名
代表者氏名

次の事業等について、浜松市教育委員会の共催又は後援の承諾を受けたいので、関係書類を添えて 申込します。

共催又は後援	共催 ・ 後援	いずれかにレ点を入れてください。
他の共催・後援予定者		
事業名		
主催者		
開催日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	
開催場所		
目的・趣旨		
事業内容		
入場料等	無料 ・ 有料(金額:) いずれかにレ点を入れ、有料の場合は金額をご記入ください。	
一般向け問合せ先	事務局名 () 市民からの問合せに対し、案内可能な電話番号がある場合はご記入ください。	
連絡先 (承諾書等の郵送先)	住所: 〒 氏名: 電話番号:	
浜松市マスコットキャラクター「出世大名家康くん(絵)」の使用希望		あり ・ なし

【添付書類】

- (1) 主催者の定款、寄附行為、規約又は活動目的及び活動内容を示す資料
- (2) 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す資料(ちらし、パンフレット、プログラム、前回事業の資料などを含む)
- (3) 収支予算書

様

浜松市教育長

事業共催・後援承諾通知書

年 月 日付けで申込みのありました事業について、次のとおり承諾します。

- ・ 事業名
- ・ 承諾名義区分 共催 ・ 後援
- ・ 承諾に当たっての条件
 - 1 印刷物の共催又は後援欄には、「浜松市教育委員会」と表示してください。
 - 2 浜松市マスコットキャラクター「出世大名家康くん(絵)」を使用する場合は、浜松市マスコットキャラクター使用要綱を遵守してください。(使用については、申し込み時にキャラクター使用を希望した事業に限ります。)
 - 3 事業計画を変更した場合は、直ちに届け出てください。
 - 4 後援の承諾については、名義使用のみを承諾し、教育委員会は当該事業の人的若しくは経費的な負担を行いません。
 - 5 事業運営にあたっては、公衆衛生、公害防止等について十分な措置をとってください。また、事業実施に伴い事故等が発生した場合は、主催者で責任を持って善処してください。
 - 6 行事の参加者の個人情報の取扱いには十分に留意し保護するとともに、参加者を写真やビデオ等に撮影して利用する場合には参加者の承諾を受けてください。
 - 7 以下の事項に当てはまる事業であることが判明した場合は、承諾を取り消します。
 - (1) 事業の実施によってその効果が特定の政党、政治的団体、政治家その他これらに類する者に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
 - (2) 事業の実施によってその効果が特定の宗教に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
 - (3) 営利を主目的とするものや、団体への加入勧奨、募金や署名等の強要が行われるもの
 - (4) 広く市民に参加の機会が与えられていないもの
 - (5) 公序良俗に反するもの
 - (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの
 - (7) 特定の思想、史観又は主義主張に与するものと教育委員会が認めるもの
(例:日本の近現代史に関わる内容で多くの議論があり評価が定まっていないものなど)
 - (8) 教育委員会の施策に係る方針に反するもの
 - (9) その他教育委員会が必要とする要件を満たさないもの
 - 8 事業終了後、終了日から30日以内に共催・後援事業報告書(第4号様式)を担当課あてに提出してください。(提出がない場合、次回の承諾を行わないことがあります。)

【担当課】〒000-0000浜松市 区 町000-0
浜松市教育委員会 部 課
TEL 000 000 0000 FAX 000 000 0000
E-mail: 000000@city.hamamatsu-szo.ed.jp

(第3号様式)

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市教育長

事業共催・後援不承諾通知書

年 月 日付けで申込みがありました事業につきましては、次の理由により不承諾となりましたので、通知いたします。

- ・ 事業名
- ・ 不承諾の理由

【担当課】〒000-0000
浜松市 区 町000-0
浜松市教育委員会 部 課
TEL 000 000 0000 FAX 000 000 0000
E-mail : 00000@city.hamamatsu-szo.ed.jp

年 月 日

共催・後援事業報告書

(あて先) 浜松市教育長

(申込者) 所在地
団体名
代表者氏名

浜松市教育委員会の共催又は後援の承諾を受けて実施した事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

共催又は後援	共催・後援 承諾を受けたものにレ点を入れてください。
他の共催・後援者	
事業名	
主催者	
開催日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
開催場所	
入場者数	
入場料等	無料・有料(金額:) いずれかにレ点を入れ、有料の場合は金額をご記入ください。
結果(状況)	
連絡先	住所: 〒 氏名: 電話番号:

参考資料(チラシ、パンフレット、プログラム等)がある場合は、添付してください。

(第5号様式)

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市教育長

事業共催・後援承諾取消通知書

年 月 日付け浜 第 号で承諾した事業につきましては、次の理由により承諾を取り消しますので、通知いたします。

- ・ 事業名
- ・ 取り消す理由

印刷物等にある浜松市教育委員会名義の共催又は後援の表示を、直ちに抹消してください。

【担当課】〒000-0000

浜松市 区 町000-0

浜松市教育委員会 部 課

TEL 000 000 0000 FAX 000 000 0000

E-mail: oooooo@city.hamamatsu-szo.ed.jp